

# 農業委員会報 38号

編集と発行 平成27年3月 茨城町農業委員会/東茨城郡茨城町小堤1080(茨城町役場内)電話(029)292-1111(代表)



岩崎さんご家族(大山原)

## 次代を担うリーダー

大山原の岩崎勇幸さん宅は、ご家族で「岩崎農園」の経営を開始して二十五年以上続く、地域でも有数な専業農家です。地域を活性化させる基盤づくりになればと、研修生三人を受け入れて営農しています。

生産作物は、メロンを中心にトウモロコシ、米などの約二十品目。約八畝を耕作し、その生産物はすべて庭先販売や電話等による注文販売で売れてまいります。直販経営では、口コミの広がり重要です。全国各地にお客様ができることも、評価を維持し続ける必要性もあるので、土壌分析に力を入れているなど、よりよい野菜作りを心がけてきました。昨年は、商品の付加価値をつけるために、「おだほし米」にも挑戦したそうです。

「田舎の風景を味わってもらい、都市部の人を和ませるような経営を目指している」と後継者の宏幸さん。今後も岩崎農園さんのご活躍に大注目です。

### 主な内容

○表紙(認定農業者紹介).....	1頁
○定例総会日程と申請締切.....	2頁
○農地の賃借料情報.....	3頁
茨城町標準農作業料金表	
○農地法許可制度について.....	4頁
○利用意向調査について.....	5頁
農業委員の担当地区	
○農業委員視察研修.....	6頁
農業者年金について	
編集後記	

会長あいさつ



和家 文雄

農家の皆様には、日頃より本町農業の発展にご尽力いただき、農業委員会の活動に對しましても、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、今日の我が国の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化、担い手の減少などにより、食料供給を支える農業・農村の脆弱化が懸念され、構造改革のさらなる加速化が求められています。

国においては、「農林水産業・地域の活力創生プラン」をとりまとめ、今後十年間で担い手の農地利用率が全体の八割を占める農業構造の確立に向けて農業改革が進められており、農地の集積・集約化を推進するために各県に農地中間管理機構が設置されました。

さらに、県においても、燃油や農業資材、飼料価格の高騰、担い手の減少や高齢化、少子化による消費の先細りへの対応など、課題は山積しております。本町においても、農家の担い手不足や高齢化により遊休農地が年々増加しているのが現状であります。

また、昨年六月には農業委員の選出方法の見直し等が閣議決定され、組織改革が進められておりますが、農地対策・担い手対策・農政対策等、農業委員会活動の「見える化」を高めると共に、農業者の代表として引き続き農業農村の現場の声を農政に反映するよう頑張っております。

なお、農地法の一部改正に伴った遊休農地対策の強化と農地台帳等の法定化を実現し、優良農地の確保、遊休農地の解消に係る機関との連携を図って、町農業の発展に寄与して参りたいと存じますので、今後ともより一層のご理解とご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。

農業委員会の仕事

○法令に基づく業務

法令に基づいて、農業委員会でなければできない仕事を行います。農地法に基づく農地等の利用関係の調整、農業経営基盤強化促進法に基づく事項等、農地を守り有効に利用していくための取組をしています。

○法令に基づく任意業務

農地などの利用関係や交換分合の斡旋等、農地事情の改善に向け様々な仕事を行い、地域農業の振興をお手伝いしていきます。

○意見の公表・建議答申

地区内の農業のことや、農業従事者に関して他の行政庁に意見や希望を述べたり、上部機関からの問い合わせに答えたりします。

○その他

農業者年金の加入と受給手続きのお手伝いを行い、安心して後継者へ経営移譲できるようアドバイスや指導を行っています。

定例総会日程と申請締切

〈平成27年度予定表〉

年 月	締切日	総会日
平成27年4月	10日	27日
5月	11日	25日
6月	10日	25日
7月	10日	27日
8月	10日	25日
9月	10日	25日
10月	13日	26日
11月	10日	25日
12月	10日	25日
平成28年1月	12日	25日
2月	10日	25日
3月	10日	25日

○申請締切 毎月10日

(閉庁日は翌開庁日)  
農地法第三条・四条・五条  
許可申請・現況証明等

○定例総会日程(予定)

毎月二十五日  
(閉庁日は翌開庁日)

○随時受付するもの(開庁日)

農地法第四条、五条届出  
農地法第十八条の通知等

※詳細については、農業委員会事務局までお問い合わせください。

農業委員会等の流れ

(農地法第3条許可案件)

毎月10日：申請締切  
(閉庁日の場合は翌開庁日)

↓  
毎月25日：申請書審査  
農業委員会総会  
(閉庁日の場合は翌開庁日)

↓  
許可書の交付  
(総会翌日の午後以降)

※農地法第4条・第5条で県知事許可案件については、町農業委員会総会での審議を通過した後、翌月、県の審査会に諮られます。

### 茨城町農地の賃借料情報

平成26年1月から12月までに締結(公告)された賃借借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。  
平成27年2月25日 茨城町農業委員会

#### 1. 田の部

(単位:円)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
長岡地区	11,000	15,000	9,000	25
川根地区	13,100	15,000	9,000	31
上野合地区	7,800	15,000	4,600	17
沼前地区	16,100	18,000	15,000	9
石崎地区	13,000	20,000	8,000	44
茨城町全域	12,200	20,000	4,600	126

#### 2. 畑の部

(単位:円)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
長岡地区	9,600	10,000	8,000	23
川根地区	11,800	10,000	8,400	12
上野合地区	10,100	15,000	5,000	23
沼前地区	10,100	16,000	10,000	60
石崎地区	9,200	10,000	9,000	5
茨城町全域	10,100	16,000	5,000	123

## 農地の賃借料情報について

農地法改正前は、農業委員会が標準小作料(地域の実情に即した賃借料標準額)を決めていましたが、法改正によりこの制度は廃止され、新たに「賃借料情報」を公表することとされました。農業委員会では、過去一年間に契約された賃借料を地区別に集計し、平均額、最高額、最低額を公表する取組を行っています。

この情報は個別の農地の賃借料を規定するものではなく、あくまで「目安」としてご利用ください。

#### 注意事項

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数である。
- ※2 賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、60kg当たり9,000円に換算している。
- ※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

#### 1. 田の部

(消費税抜き)

No.	作業内容	単位	標準料金(円)
1	育苗(中苗)	1箱	730
2	耕起	10a	5,000
3	あぜ塗り	1m	50
4	代かき	10a	8,000
5	機械田植え(苗代別)	10a	7,000
6	肥料散布(肥料代別)	10a	3,000
7	機械刈取(コンバイン)	10a	19,000
8	乾燥・調製	60kg	2,000
9	もみすり	60kg	700

#### 2. 畑の部

(消費税抜き)

No.	作業内容	単位	標準料金(円)
1	耕起	10a	5,000
2	畑作業(播種、除草、収穫)	1日(8時間)	6,500

## 茨城町標準農作業料金表

茨城町標準農作業料金は、農業業者の方が農作業の受委託契約を結ぶ場合に標準となる料金です。適用地域は茨城町全域で、平成二十六年四月から施行されています。

- #### 注意事項
1. 本表は消費税抜きで作成していますので、必要な方は消費税を加算してください。
  2. この額は標準額ですので、圃場の状態や作業の難易などで左記の金額によることが適当でない場合は、当事者間で協議してください。

農地法許可制度のお知らせ

○農地法について

農地法には、農地の贈与や売買、賃借権の設定、農地の転用などをするときは、農業委員会または県知事の許可を受けなければならぬと定められています。

○農地は「現況主義」が原則

「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい（農地法第二条）、「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地の他、現在は耕作されていないけれども耕作できるとすればいつでも耕作できるように、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地・不耕作地）も含まれます。

例えば、登記簿地目等が山林であっても、農地として耕作した経緯のある土地には、農地法が適用されますので、農地以外の目的で利用しようとする場合には、町農業委員会事務局またはお近くの農業委員へご相談下さい。

＜農地法の許可が必要なとき＞

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
3条	農地等の所有権移転または権利の設定をする場合	譲受人（借受人） 譲渡人（貸付人）	町農業委員会
4条	農地の所有者が農地を転用する場合	転用する者（農地所有者）	茨城県知事 （4ha超えは 農林水産大臣）
5条	農地等を転用する目的で売買等を行う場合	転用する者（譲受人・借受人） 農地所有者（譲渡人・貸付人）	

農地のご相談は  
農業委員会まで！



便利な利用権設定

○農地の貸し借りには  
利用権設定が便利！

町が複数の農地の権利移動について一括して定める計画を作成・公示することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定が行われる仕組みです。

これにより設定された賃借権等は、自動的に更新されることはなく、存続期間の満了に伴い農地は確実に返還されます。また、返還後、再び権利の設定することも可能です。

○利用権設定農地の条件

市街化調整区域内農地に限られます。

○利用権設定期間

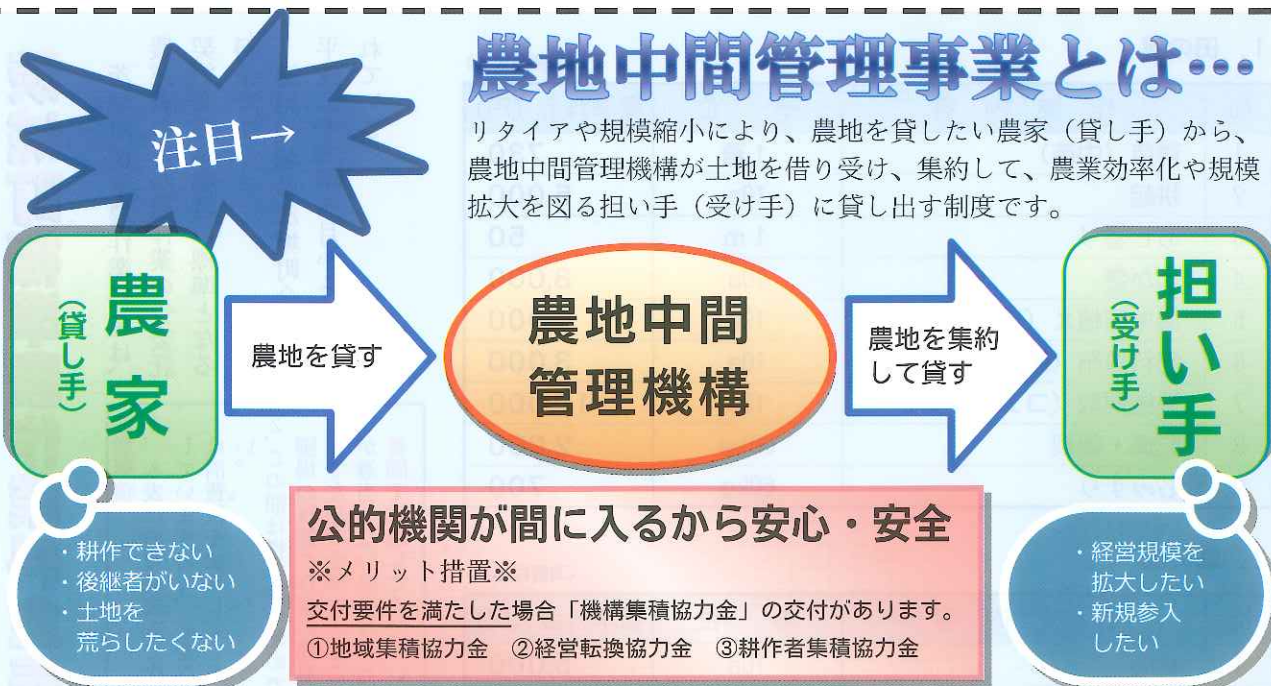
一年以上の期間で自由に決めることができます。（ただし、終期は十二月三十一日）。期間が過ぎると農地は自動的に貸手に戻ります。（農地法の賃貸借とは違い、法定更新されません。）

○利用申請

申請書類等は農業委員会事務局で配布しています。

農地中間管理事業とは…

リタイアや規模縮小により、農地を貸したい農家（貸し手）から、農地中間管理機構が土地を借り受け、集約して、農業効率化や規模拡大を図る担い手（受け手）に貸し出す制度です。



注目→

農家  
(貸し手)

農地を貸す

農地中間  
管理機構

農地を集約  
して貸す

担い手  
(受け手)

公的機関が間に入るから安心・安全

※メリット措置※  
交付要件を満たした場合「機構集積協力金」の交付があります。  
①地域集積協力金 ②経営転換協力金 ③耕作者集積協力金

・経営規模を  
拡大したい  
・新規参入  
したい

・耕作できない  
・後継者がいない  
・土地を  
荒らしたくない

農地利用意向調査を実施します

耕作放棄地対策の強化を図るために



○ご協力をお願いします

今回、農地法改正により、毎年遊休農地（荒廃農地）と判断された農地の所有者等に対し、農地の利用意向調査を実施することとなりました。

○調査目的

農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうか（利用意向）を確認し、手続きの大幅な改善・簡素化により、耕作放棄地発生の防止と速やかな解消を図ります。

○調査時期

当町では、平成二十六年農地パトロール調査結果をもとに、平成二十七年三月中旬頃、下記の1から4の項目の利用意向を郵送で調査確認します。通知が届いた際には、返信回答をお願いします。

○利用意向項目

- 1 農地中間管理機構に農地を貸し付ける  
(農地中間管理事業を  
活用する)
- 2 自ら耕作者を探して貸し付ける
- 3 自ら耕作する
- 4 その他

※項目1について、機構が借り受ける条件に満たない場合は、貸し付けることはできません。

(例) 市街化区域にある農地。遊休農地となつて3年以上経過する農地 等。

○調査後について

農地の利用意向調査後、農地中間管理機構は、農業委員会で意向調査した結果に基づき、貸付意思を示した所有者等に対して農地中間管理権取得のための協議を申し入れることとなります。(条件に適合する場合があります。)

農業委員の担当地区

地区名	委員名	担 当 区	地区名	委員名	担 当 区
長 岡	杉浦 一雄	長岡第一、長岡第二 植農、谷田部 小鶴、三島 前田第一、前田第二 前田第三、前田東	川 根	小野瀬敏雄	下土師新地、下土師宿 下土師仲塚 赤坂、奥谷 越安、蕎麦原
	藤岡 正一	矢頭東、矢頭西 矢頭北、矢頭中丸原 下郷、上郷 大畑、馬渡 近藤、常井 大山原、瑞穂		田口 捷郎	木部東部、木部西部 木部南部、南川又
沼 前	江幡 正一	小堤、駒場 神宿		箭原 和敏	飯沼、上飯沼 上飯沼南部、下飯沼 駒渡、千勝 野曾、野曾後谷 南栗崎
	清水 利雄	本郷、海老沢、宮ヶ崎 網掛、昭和	上野合	平本 英一	下座 小幡、五里峰 古宿 千貫桜
	大塚 春光	城之内、宮ヶ崎第四 宮ヶ崎第五、宮ヶ崎第六 宮ヶ崎日進		鳥羽田創造	増山 鳥羽田、鳥羽田大山
石 崎	大場八千代	枳原、宮前 遠西、長洲、台 前谷、後谷	田家 久司	秋葉 南島田 神谷	
	大山 宏治	船渡、東永寺 飯塚、中山、新興	和家 文雄	坂東 生井沢憲生 生井沢協栄	
	菊地 茂光	前原、金沢 中石崎、若宮		下雨ヶ谷 上雨ヶ谷	

# 宍粟北みどり農林公社研修

本町においても、農業公社設立に向けて準備が進められており、提言や支援協力を行うため、平成二十六年八月二十日、兵庫県宍粟しそ市の一財団法人宍粟北みどり農林公社において、視察研修を開催しました。

宍粟市は兵庫県の中西部に位置し、神戸から西に約百キロの位置関係にあります。

研修では、同公社業務理事の岸本氏から説明を受けました(写真)。

まず宍粟北みどり農林公社の取組みについて伺いました。



宍粟北みどり農林公社は平成六年に設立され、平成二十五年に一般財団法人に移行しています。主要事業としては、農地利用集積田滑化事業や農業経営、農作業受託(耕起、育苗田植、刈取等)、生産・加工等の研究(丹波黒大豆の原種管理等)を行っています。

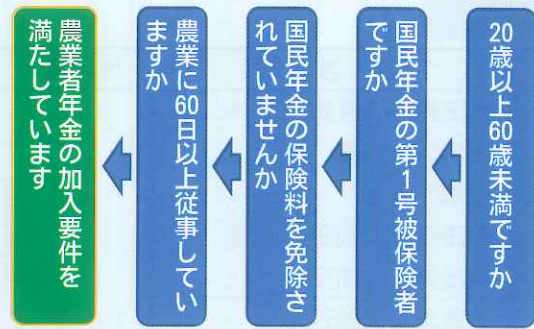
公社設立時の経緯では、農業者の高齢化や後継者不足により、農地の荒廃や耕作放棄地が目立つ状況から、農作業受託や担い手農家へ農地集積を進めるため、行政と農協との両社の出資により公社設立したものです。

質疑応答では、促進事業の推移、公社の採算性などについて活発な議論が交わされました。担い手については、宍粟市でも減少傾向であり、当町同様担い手の育成が課題となっております。

農業公社とは、議論を単純化すれば担い手対策とも言える訳で、担い手不足はどの地域でも共通の悩みである、と改めて認識させられる研修でした。

## 農業者年金に加入しませんか?

充実した老後生活を送るために、農業者年金がお役に立ちます。



当町の加入者は年々増加傾向で、様々な年代の方が加入しています。受給金額や保険料額のシミュレーションもできますので、ぜひお気軽にお電話下さい。

◎窓口 農業委員会事務局

☎二四〇七一一七

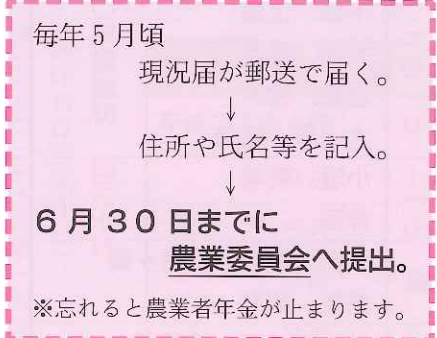
水戸農業協同組合

茨城支店 ☎二九二〇〇一一

ひぬま支店 ☎二九三六〇〇七

## 農業者年金 受給者の方へ

現況届の提出をお忘れなく!



## 全国農業新聞を 読みましょう

新しい農業・農村の動き、新農政や施策の内容、新経営戦略や営農技術・流通、家庭とくらしなど、的確で役立つ情報誌です。

- ◎発行 全国農業会議所
- ◎発行日 毎週金曜日
- ◎購読料 一ヶ月六〇〇円

## 相続で農地を 取得したとき等

農業委員会への届出が必要ですよ!

- 相続(遺産分割・包括遺贈を含む)
  - 法人の合併・分割
  - 取得時効 等
- ※届出が必要な農地法の許可を要さず以下の理由で農地の権利を取得した者

## 編集後記



今回はじめて会報作成に携わり、岩崎農園さんへの取材にも同行しました。事務処理業務をこなすだけでは知り得ない、農家さんの農業に対する熱い考えや柔軟な発想を、直接お話しして頂ける貴重なお時間でした。

岩崎農園さん、お忙しいところ、暖かく迎えて頂き、ありがとうございました。